

# スカイバックツアーズ

## ご旅行条件書(国内)

お申込みの際は必ずこの旅行条件書をお読みください。

観光庁長官登録旅行業 第1507号

2008年11月20日

### [1] 本旅行条件書について

本旅行条件書は、旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書面及び同法12条の5に定める契約書面の一部となります。

### [2] 募集型企画旅行契約

- この旅行は、スカイバックツアーズ(以下「当社」といいます)が企画・募集し実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約(以下「旅行契約」といいます)を締結することになります。
- 当社はお客様が、当社の定める旅行日程に従って、運送、宿泊その他の旅行に関するサービスの提供を受けることができるように手配し、旅程を管理することを引き受けます。
- 旅行契約の内容は、募集広告又はパンフレット(以下「募集広告等」といいます)、本旅行条件書、出発前にお渡しする確定書面(最終旅行日程表)及び当社募集型企画旅行契約約款によります。

### [3] 旅行のお申し込みと旅行契約の成立時期

- 所定の旅行申込書に所定の事項を記入の上、下記の申込金を添えてお申し込みいただけます。申込金は旅行代金をお支払いいただくときに、その一部として繰り入れます。また、旅行契約は、当社が予約の承諾をし、下記の申込金を受領したときに成立するものとします。

旅行代金	お申込金(おひとり)
2万円未満	5,000円より旅行代金まで
5万円未満	10,000円より旅行代金まで
10万円未満	20,000円より旅行代金まで
10万円以上	代金の20%より旅行代金まで

表内の「旅行代金」とは第7項の1の「お支払い対象旅行代金」をいいます。

- 当社は電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段による旅行契約の予約申込みを受付けることがあります。この場合、予約の時点では契約は成立しておらず当社が予約の承諾をした日の翌日から起算して3日以内に、申込金を提出していただきます。この期間内に申込金を提出されない場合、当社は申込みはなかったものとして取扱います。

### [4] お申し込み条件

- 18歳未満の方が単独でご参加の場合は保護者の同意が必要です。75歳以上の方は原則として健康診断書の提出をお願いする場合があります。旅行の安全かつ円滑な実施のために、コースによってはご参加をお断りするか、同伴者の同行などを条件とさせていただきます場合があります。
- 特定のお客様層を対象とした旅行あるいは特定の目的を有する旅行については、年齢、資格、技能などの条件が当社の指定する条件に合致しない場合は、お申込みをお断りすることがあります。
- 障害、慢性疾患をお持ちの方、妊娠中の方、現在健康を害している方などで特別な配慮を必要とする方はその旨旅行のお申込み時にお申し出ください。当社は可能な範囲内でこれに応じます。慢性疾患をお持ちの方、妊娠中の方、現在健康を害している方は医師の健康診断書を提出していただく場合があります。この場合、旅行の実施に支障をきたすと当社が判断する場合は同伴者の同行を条件とさせていただきますが、お体に負担の少ない他の旅行をお勧めするか、あるいはご参加をお断りさせていただきます場合があります。
- お客様がご旅行中に疾病、傷害その他の事由により、医師の診断または加療を必要とする状態になったと当社が判断する場合は、旅行の円滑な実施をはかるために必要な措置をとらせていただきます。これにかかる一切の費用はお客様のご負担となります。
- お客様の都合による別行動は原則としてできません。ただし、コースにより別途条件でお受けすることがあります。
- お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあるとき当社が判断する場合は、お申込みをお断りすることがあります。
- その他当社の業務上の都合があるときには、お申込みをお断りすることがあります。

### [5] 確定書面(最終旅行日程表)

- 確定した旅行日程、航空機の便名及び宿泊ホテル名を記載した確定書面(最終旅行日程表)を遅くとも旅行開始日の前日までににお渡しいたします。(原則として旅行開始日の7日前～5日前にはお渡しするよう努力いたしますが年末年始やコールドデンウィーク等の特定時期出発のコースでは旅行開始日の前日までににお渡しすることがあります)ただし旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目に当たる日以降に当該旅行の申込みがなされた場合には旅行開始日までににお渡しします。お渡し方法には、ファクシミリ、郵送を含みます。
- 当社が手配し旅程を管理する義務を負う旅行サービスの範

囲は、本項「1」の確定書面に記載するところに特定されます。

### [6] 旅行代金のお支払い

旅行代金は旅行開始日の前日から起算して、さかのぼって14日目に当たる日より前にお支払いいただきます。また、旅行開始日の前日から起算して、さかのぼって14日目に当たる日以降のお申し込みの場合は、申し込み時又は当社の指定する期日までにお支払いいただきます。

### [7] お支払い対象旅行代金と追加代金・割引代金

1. 「お支払い対象旅行代金」とは、募集広告等に「旅行代金として表示した金額」プラス「追加代金として表示した金額」マイナス「割引代金として表示した金額」をいいます。この合計金額は、第3項の「申込金」第13項1～①の「取消料」、第13項1～②の「違約料」、及び第20項の「変更補償金」の額の算出の際の基準となります。

### [8] 旅行代金に含まれるもの

- 旅行日程に明示した航空、船舶、鉄道等利用交通機関の運賃(コースによって等級が異なります)
- 旅行日程に含まれる送迎バス等の料金(空港、駅、埠頭と宿泊場所)
- 旅行日程に明示した観光の料金(バス料金、ガイド料金、入場料等)
- 旅行日程に明示した宿泊の料金及び税、サービス料。
- 旅行日程に明示した食事の料金及び税、サービス料。
- 団体行動中の心付け。
- 添乗員同行コースの添乗員の同行費用。
- 募集広告等に「〇〇付」等と表示されているものの経費。  
\*上記諸費用はお客様のご都合により、一部利用されなくても原則として払い戻しはいたしません。

### [9] 旅行代金に含まれないもの

第8項記載のもの以外のものは旅行代金に含まれません。その一部を以下に例示します。

- 超過手荷物料金(規定の重量、容量、個数を超える分について)
- クリーニング代、電報電話料、ホテルのルームメイド・ボーイ等に対する心付け、その他追加飲食等個人的性質の諸費用及びそれに伴う税、サービス料。
- お客様のご希望によりお1人部屋を使用する場合の追加料金。
- 希望者のみ参加されるオプションツアー(別途料金の小旅行)の料金。
- ご自宅から発着空港までの交通費、宿泊費。
- お客様の傷害・疾病に関する医療費等。

### [10] 旅行契約内容の変更

当社は旅行契約締結後であっても、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施をはかるためやむを得ないときは、お客様にあらかじめ速やかに当該事由が当社の関与し得ないものである理由及び当該事由との因果関係を説明して旅行日程、旅行サービスの内容を変更することがあります。ただし、緊急の場合においてやむを得ないときは変更後にご説明いたします。

### [11] 旅行代金の変更

当社は旅行契約締結後であっても、次の場合には旅行代金を変更します。

- 利用する運送機関の運賃・料金が著しい経済情勢の変化等により、通常想定される程度を大幅に超えて改訂されたときは、その改訂差額だけ旅行代金を変更します。ただし、旅行代金を増額変更するときは、旅行出発日の前日から起算して、さかのぼって15日目に当たる日より前にお客様に通知いたします。
- 第10項により旅行内容が変更され、旅行実施に要する費用が増加又は減少したときは、当社はその変更差額の範囲内で旅行代金を変更することがあります。

### [12] お客様の交替

お客様は万一の場合、当社の承諾を得て、契約上の地位を第三者に譲り渡すことができます。ただしこの場合は、当社所定の用紙に所定の事項をご記入のうえ、当社に提出していただきます。この際、交替に要する手数料として当社所定の手数料を申し受けます。

### [13] 旅行契約の解除・払戻し

#### 1. 旅行開始前の解除

##### ①お客様の解除権

ア. お客様は次に定める取消料をお支払いいただくことによりいつでも旅行契約を解除することができます。ただし、契約解除のお申し出は、お申込み箇所の営業時間内にお受けします。

旅行の取消日(変更日)	取消料(変更料)おひとり
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって20日目(日帰り旅行にあっては10日目)に当たる日以降8日目に当たる日まで	旅行代金の20%
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目に当たる日以降2日目に当たる日まで	旅行代金の30%
旅行開始日の前日	旅行代金の40%
旅行開始当日(出発時刻迄)	旅行代金の50%
旅行開始後又は無連絡不参加	旅行代金の100%

※お客様のご都合による日程の変更・利用便の変更、宿泊施設の変更、オプションプランの変更・取消についても上記取消料が適用となります。

イ. お客様は次のいずれかに該当する場合は取消料なしで旅行契約を解除できます。

- 第10項に基づき、旅行契約内容が変更されたとき。ただし、その変更が第20項の別表左欄に掲げるものその他の重要なものである場合に限り。
- 第11項の1に基づき、旅行代金が増額改訂されたとき。
- 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令その他の事由により旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれ極めて大きいとき。
- 当社がお客様に対し、第5項の1に記載の最終旅行日程表を同項に規定する日までにお渡ししなかったとき。
- お客様の責に帰すべき事由により募集広告等に記載した旅行日程に従った旅行実施が不可能となったとき。
- 当社は本項「1の①のア」により旅行契約が解除されたときは、既に收受している旅行代金(あるいは申込金)から所定の取消料を差し引き払戻しをいたします。取消料が申込金でまかなえないときは、その差額を申し受けます。また本項「1の①のイ」により旅行契約が解除されたときは、既に收受している旅行代金(あるいは申込金)を払い戻しをいたします。

##### ②当社の解除権

ア. お客様が当社所定の第6項に規定する期日までに旅行代金を支払われないときは、当社は旅行契約を解除することがあります。この時は、本項「1の①のア」に規定する取消料と同額の違約料をお支払いいただきます。

イ. 次のいずれかに該当する場合は、当社は旅行契約を解除することがあります。

- お客様が当社のあらかじめ明示した性別・年齢・資格・技能その他の参加旅行者の条件を満たしていないことが明らかになったとき。
- お客様が病気その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められるとき。
- お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあるとき。
- お客様の人数が募集広告等に記載した最少催行人員に満たないとき。この場合は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって13日目に当たる日より前(日帰り旅行は3日目に当たる日より前)に旅行中止のご通知をいたします。
- スキーを目的とする旅行における降雪量の不足のように、当社があらかじめ明示した旅行実施条件が成就しないとき、あるいはそのおそれが極めて大きいとき。
- 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由により契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。
- 当社は本項「1の②のア」により旅行契約を解除したときは、既に收受している旅行代金(あるいは申込金)から違約料を差し引いて払い戻しをいたします。また本項「1の②のイ」により旅行契約を解除したときは、既に收受している旅行代金(あるいは申込金)の全額を払い戻しをいたします。